

報告第3号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出

豊川市長 竹本幸夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市条例第15号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
第12条 法附則第15条から第15条の3の2まで <u>又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで <u>若しくは第63条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第12条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条若しくは第64条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第12条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 4 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 6 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 8 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める	第12条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 4 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 6 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 8 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める

	割合は、3分の2とする。		割合は、3分の2とする。
10	<u>法附則第15条第25項第1号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	10	<u>法附則第15条第26項第1号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
11	<u>法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	11	<u>法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
12	<u>法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	12	<u>法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
13	<u>法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	13	<u>法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
14	<u>法附則第15条第25項第2号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	14	<u>法附則第15条第26項第2号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
15	<u>法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	15	<u>法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
16	<u>法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	16	<u>法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
17	<u>法附則第15条第25項第3号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	17	<u>法附則第15条第26項第3号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
18	<u>法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	18	<u>法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
19	<u>法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	19	<u>法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
20	<u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u>	20	<u>法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u>
21	<u>法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	21	<u>法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
22	(略)	22	(略)
	(軽自動車税の種別割の税率の特例)		(軽自動車税の種別割の税率の特例)
第18条	法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号	第18条	法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号

の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条の規定の適用につい

ては、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車

次項において「ガソリン軽自動車」という
。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第64条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第19条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

_____ (営業用の乗用のものに限る。) に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

_____ の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

_____ とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

_____ の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

_____ とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第19条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊川市市税条例附則第18条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条項	規定事項	説明
総括		市税制度の適正化を図るため、軽自動車税の種別割の税率の特例措置を延長するとともに、所要の規定の整備を行うものである。
附則第12条	読み替規定	規定の整備
附則第12条の2 第3項～ 第21項 第23項	法附則第15 条第2項第1 号等の条例で 定める割合	規定の整備
附則第18条 第1項～ 第8項	軽自動車税の 種別割の税率 の特例	環境負荷の小さい軽自動車に係る軽自動車税の種別割の税率の特例措置の適用期限を令和8年度まで延長するものとする。
附則第19条 第1項	軽自動車税の 種別割の賦課 徴収の特例	規定の整備